

大町市広告付き番号案内表示システム設置事業仕様書

1 事業名

大町市広告付き番号案内表示システム設置事業

2 目的

受付番号の発券、表示により来庁した市民への円滑な案内を図るとともに、広告用モニターを設置し、広告及び行政情報を放映することで地域経済の活性化、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

3 事業内容

- (1) 番号案内表示システム及び広告用モニターの設置及び維持管理
- (2) 事業実施期間終了後の撤去及び設置場所の原状回復
- (3) 広告の募集、制作及び放映
- (4) 行政情報映像の制作及び放映

4 設置場所

大町市役所本庁舎 1 階 民生部市民課市民・戸籍係窓口

5 事業実施期間

協定締結から 5 年間

6 設置する機器の仕様

(1) 受付番号発券機 1 台

- ア タッチパネル式とし、来庁者の手続別に番号札を発券できること。
- イ 4 業務以上に対応できること。
- ウ 各業務の待ち人数が表示できること。
- エ タッチパネル画面は 8 インチでタッチ画面とプリンターが一体型であること。
- オ 発券する番号札は、同じ番号を連続して 2 枚発券することができ、ミシン目で切り離しができること。
- カ 印刷方式はオートローディング方式であること。
- キ 日本語以外の多言語（英語、中国語、ベトナム語など）に対応できること。

(2) 受付番号案内表示パネル 2 台

- ア 受付窓口カウンターに設置できること。

イ LED 表示などにより、番号表示が明瞭で視認性に優れたものであること。

ウ 表面に呼出番号、裏面に待ち人数、待ち時間を表示し、それぞれの数字を色分けできること。

エ 呼出音声は外付けスピーカーとすること。

(3) 番号呼出操作機 2 台

ア 呼び出し、再呼び出し、任意呼び出し、取り消し、保留、保留呼び出し、転送、及び呼出しパターンの設定ができること。

イ 操作方法はタッチ式で、タッチパネル画面は 7 インチ程度であること。

ウ 有線 LAN コネクタを標準装備しており有線 LAN 接続ができること。

エ バッテリー非搭載であること。

(4) 広告・行政情報掲載モニター 1 台

(5) 管理用パソコン 1 式

7 維持管理等

(1) システムの円滑な運営に資するため、定期点検、清掃等を行うとともに、必要に応じて消耗品の補充を行うこと。

(2) システムに故障や不具合が生じた場合、速やかに点検、修理等の対応が可能な体制を整備すること。

(3) システムを使用する職員に対し、その操作等について研修を行うとともに問い合わせに速やかに対応できる体制を整備すること。

(4) システム操作マニュアルを作成し、本市に提出すること。

8 システム提供者の費用負担

(1) システム等の設置、維持管理、運用期間終了後の機器の撤去及び原状回復に要する費用など、システム運用に係る一切の費用

(2) 行政情報及び広告の制作などに係る一切の費用

(3) 行政財産目的外使用料及び広告付き番号案内表示システムの使用に伴う電気料金

9 行政情報及び広告の掲載方法

(1) 行政情報は、市が提供する情報を基に制作し、放映する映像はあらかじめ市の審査を受けること。

(2) 行政情報は、全掲載枠の 25% 以上の掲載枠を確保すること。

(3) 広告は、動画又は静止画で表示することができ、複数の広告を掲載すること。

(4) 原則、音声は無音とし、窓口業務に支障がないよう配慮すること。

- (5) 広告の内容は、大町市広告掲載要綱（平成21年大町市告示第19号）及び関係法令を遵守し、市の事前承認を受けてから掲載すること。
- (6) 広告内容に関する苦情その他問題が生じたときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決すること。

10 その他

- (1) 広告・行政情報掲載モニターの設置に当たっては、行政財産使用許可申請書（大町市財務規則（昭和55年規則第2号）様式第95号）を施設管理者に提出し、許可を受けること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、市と事業者が協議の上決定するものとする。